**建築基準法に基づく点検を実施していなかった事案について**

〇外壁の全面診断点検について

　建築基準法第１２条における建築物外壁調査について、１０年毎に行うべき外壁（タイル等）の全面診断を行っていなかったことについて、下記のとおりお知らせします。

〇法改正と概要

　平成２０年４月１日、建築基準法施行規則の一部改正が施行され、歩行者等に危害を加える恐れがある部分の外壁全面診断が義務付けられた。

〇経緯

　愛媛県が公表した件について、久万高原町の現状を調査したところ、愛媛県と同じく全面打診調査を行っていないことが判明した。

実施していなかった建築物数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住民課 | ２棟 | みかわクリニック、柳谷診療所 |
| ふるさと創生課 | ３棟 | 国民宿舎「古岩屋荘」、白銀荘、面河山岳博物館 |
| 教育委員会 | ３棟 | 直瀬地区多目的集会所、面河住民センター、  美川農村環境改善センター |

※建築基準法に基づく定期点検対象建築物　１５棟

　　　うち全面打診等調査が必要な建築物　　８棟

〇原因

　・各施設の管理者・担当者等が全面打診等調査の重要性や内容を十分に認識していなかった。

　・組織としてのチェック機能が働いていなかった。

〇今後の対応

　当該施設の調査を速やかに実施し、万が一危険箇所が判明した場合は、修繕等による対策を行う。